

楊雄「答劉歆書」譯注

嘉 瀬 達 男

「答劉歆書」は、『輜軒使者絶代語釋別國方言』（以下『方言』と略稱）の附録及び『古文苑』（九卷本卷五、二十一卷本卷十）に收められた、劉歆の「與楊雄書」（『方言』附録）に對する返書である。内容は『方言』編纂の経過や方法を説くとともに、他に見られない楊雄の傳記記事を含んでいる。文章は『文心雕龍』書記に司馬遷の「報任安書」などとともに「志氣槃桓、各含殊采、竝杼軸乎尺素、抑揚乎寸心」と讚えられている。なお、宋の洪邁は『容齋三筆』（卷十五・別國方言）でこの書簡の偽作を疑ったが、戴震は『方言疏證』においてそれを駁している。

本文は「古今逸史」（一九三七年、上海商務印書館影印、影印元明善本叢書本）所收「輜軒使者絶代語釋別國方言」附録に據り、以下の書を参照の上、適宜分段した。

- 『輜軒使者絶代語釋別國方言』十三卷（一九九八年、科研費研究成果報告書『中國における言語地理と人文・自然地理』第二分冊・佐藤進編「宋刊方言四種影印集成」影印、靜嘉堂文庫藏影宋鈔本）
『古文苑』九卷（一八七九年、楊守敬刊本）

立命館白川靜記念東洋文字文化研究所紀要 第一號

- 『古文苑』二十一卷、章樵注（四部叢刊本）
『方言疏證』戴震（一九九四年、黃山書社『戴震全書三』・一九九七年、清華大學『戴震全集五』）

『重校方言』丁杰・盧文昭（抱經堂叢書本）

『方言箋疏』錢繹（一九九一年、中華書局）

『方言校箋』周祖謨（一九九三年、中華書局）

『中國歷代語言文字學文選』洪誠（『洪誠文集』所收、二〇〇〇年、江蘇古籍出版社）

『揚雄集校注』張震澤（一九九三年、上海古籍出版社）

『新譯揚子雲集』葉幼明（一九九七年、三民書局）

『揚雄文集箋注』鄭文（二〇〇〇年、巴蜀書社）

『揚雄集校注』林貞愛（二〇〇一年、四川大學出版社）

雄叩頭。賜命謹至。又告以田儀事、事窮竟白、案顯出、甚厚甚厚。田儀與雄同鄉里、幼稚爲隣、長艾相愛。視覲動精采、似不爲非者。故

擧至日、雄之任也。不意淫迹暴於官朝、令學者懷絀而低眉、任者含聲而冤舌。知人之德、堯猶病諸、雄何慙焉。叩頭叩頭。

雄叩頭す。命を賜はり謹しみ至る。又た告ぐるに田儀の事を以てし、事窮まり竟に白らかにして、案顯はれ出で、甚だ厚し甚だ厚し。田儀は雄と郷里を同じうし、幼稚より隣を爲し、長じ艾して相愛しむ。視覬するに動もすれば精采ありて、非を爲さざる者に似たり。故に擧日に至るは、雄の任なり。淫迹の官朝に暴れ、擧ぐる者をして絀を懷きて眉を低れしめ、任ずる者をして聲を含みて舌を冤げしむるを意はず。人の徳を知るは、堯すら猶ほ諸れを病むに、雄何ぞ慙ぢんや。叩頭叩頭。

雄 伏して申し上げます。玉札を賜り恐縮の極みに存じます。また、田儀の（官婢と私通し、竊盜をはたらいた）事件が究明を終え、明白になり、案件に付されたとのこと、御知らせいただき厚く厚く御禮いたします。田儀は私と同郷で、幼い頃より近隣に住まわり、ともに愛しみつつ成長いたしました。望み見ますと往々にして風采さえ備え、過ちをなす者とは思いませんでした。ですから推擧を行うに至りましたのは、全て私の責任でございます。まさか朝廷の官を汚し、ふしだらな振舞いをなし、推擧した者は眉をひそめて赤面し、任じた者は聲を呑んで沈黙することになるとは思いもありませんでした。人物を知ることが、かの堯帝も難しいこととされましたが、私としましても何と恥ずかしいことでしょう。ただただ陳謝申し上げます。

(1) 劉歆の「與楊雄書」（『方言』附録）に「昨受詔、宓五官郎中田儀與官婢陳徵・駱驛等私通、盜刷越巾事、卽其夕竟歸府」とある事件を言う。田儀は『華陽國志』益梁寧三州先漢以來士女目錄に「其侍郎田儀、楊得意、無善事在中也」と見える。

(2) 「愛」はもと「更」に作るが、『古文苑』（九卷本、二十一卷本。以下、兩本とも同じ場合は注記しない）により改める。

(3) もと「迹汙」に作るが、『古文苑』により「汙」字を削る。

(4) 「令學者懷絀」はもと「今學者懷報」に作る。戴震『方言疏證』が文義により「今」を「令」に改め、『古文苑』が「報」を「絀」とするのに従う。

(5) 『尚書』皐陶謨に「皐陶曰、都、在知人、在安民。禹曰、吁、咸若時、惟帝其難之」とあり、『論語』雍也に「堯舜其猶病諸」とあるのに基づく。

一一

又敕以殊言十五卷、君何由知之。謹歸誠底裏、不敢違信。雄少不師章句、亦於五經之訓所不解。常聞先代輜軒之使奏籍之書、皆藏於周秦之室、及其破也、遺棄無見之者。獨蜀人有嚴君平、臨邛林閭翁孺者、深好訓詁、猶見輜軒之使所奉言。翁孺與雄外家牽連之親。又君平過誤、有以私遇、少而與雄也。君平財有千言耳。翁孺梗概之法略有。翁孺往數歲死、婦蜀郡掌氏子、無子而去。

而雄始能草文、先作縣邸銘、王佾頌、階闈銘、及成都城四隅銘。蜀人有楊莊者、爲郎、誦之於成帝。成帝好之、以爲似相如、雄遂以此得外見。此數者皆都水君常見也。故不復奏。

又た敕するに殊言十五卷を以てするは、君何に由りてか之を知る

や。謹しんで歸誠底裏もて、敢へて違信せず。雄 少きより章句を師とせず、亦た五經の訓に於いて解せざる所あり。常て聞く、先代の輶軒の使の奏籍するの書、皆な周秦の室に藏さるるも、其の破るるに及ぶや、遺棄せられて之を見る者無し、と。獨だ蜀人に嚴君平、臨邛の林閭翁孺なる者有り、深く訓詁を好み、猶ほ輶軒の使の奉ぜし所の言を見る。翁孺は雄と外家にして牽連の親なり。又た君平は過誤にも、私を以て遇すること有りて、少くして雄に與ふ。君平は財かに千言有るのみ。翁孺は梗概の法、略ぼ有り。翁孺 往に數歲にして死し、蜀郡の掌氏の子を婦とするも、子無くして去る。

而して雄 始め能く文を草し、先づ縣邸銘、王佶頌、階闈銘、及び成都城四隅銘を作る。蜀人に楊莊なる者有り、郎爲りて、之を成帝に誦す。成帝之を好み、以て相如に似たりと爲し、雄 遂に此を以て外に見ゆるを得。此の數者は皆な都水君常て見るなり。故に復た奏せず。

また、救命にて『殊言』十五卷を御所望とのことですが、どのようにしてこの書のことを御知りになったのでしょうか。謹んで衷心より誠意をもって御應えし、決して御期待を裏切ることなどいたしません。私は若い頃より章句を治めず、五經の訓詁には通じない所がございまして。古えには輕車に乗った使者がおり、奏上し記録した書籍はいずれも周秦の宮室に收藏されましたが、宮室が破壊された後、書籍は捨て置かれ顧みられなかつたと曾て聞いたことがあります。ただ蜀の嚴君平と臨邛の林閭翁孺だけは、深く訓詁を好み、なおも輕車の使者の奏上した言辭を見ておりました。翁孺は私の家の外戚で、誼みのある

親族です。また嚴君平には過分にも御好意をもって接遇いただき、年若い頃に（使者の言辭を）戴きました。君平は輕車の使者の語はわずかに千字をもつばかりでしたが、翁孺にはその梗概がほばありました。翁孺は數年して既に亡くなり、蜀の掌氏の子を妻としましたが、子のないまま世を去りました。

初め私は作文をよくし、まず「縣邸銘」「王佶頌」「階闈銘」と「成都城四隅銘」を草しました。蜀には郎となつていた楊莊という者がおり、これらの作品を成帝の前で讀誦いたしました。成帝はお氣に召され、司馬相如に似ているとのことで、遂に拜謁を許されたのです。これらの作品は、都水君（劉向）がかつて見ておりますので、再びは奏上いたしません。

(1) 劉歆の「與楊雄書」に「屬閭子雲獨採集先代絕言、異國殊語、以爲十五卷、其所解略多矣、而不知其目。……今謹使密人奉手書、願頌與其最目、得使入籙、令聖朝留明明之典」とある。

(2) 「歸誠」は劉向の「九歎」逢紛に「椒桂羅以顛覆兮、有竭信而歸誠」とあり、誠意を寄せること。「底裏」は「後漢書」竇融傳に「自以底裏上露、長無纖介」とあり、李賢は「底裏皆露、言無藏隱」と注する。胸底の眞心を言う。

(3) 嚴君平は、莊遵、字君平のこと。後漢明帝の諱「莊」を避け、嚴と改められている。「漢書」王貢兩龔鮑傳と「華陽國志」卷十上（先賢士女）に見える。林閭翁孺は「華陽國志」卷十上（先賢士女）に記事がある。

(4) 四作は全て逸亡。「王佶」は楊雄「甘泉賦」や「淮南子」本經訓に、「王爾」と見える巧匠の名であろうと洪誠「中國歷代語言文字學文選」に言う。「階闈」は階段と宮中の小門を指し、宮中を意味する。

(5) 『文選』卷七、「甘泉賦」の李周翰注には「揚雄家貧好學每制作慕相如之文、嘗作縣竹頌。成帝時直宿郎楊莊、誦此文。帝曰、此似相如之文。莊曰、非也。此臣邑人揚子雲。帝即召見、拜爲黃門侍郎」とある。
 (6) 都水君は劉向のこと。『漢書』本傳に「向以故九卿召拜爲中郎、使領護三輔都水」とあり、「戰國策書錄」などに「護左都水使者光祿大夫臣向」と記されている。

三

雄爲郎之歲、自奏、少不得學、而心好沈博絕麗之文。願不受三歲之奉、且休脫直事之繇、得肆心廣意、以自克就。有詔、可不奪奉、令尙書賜筆墨錢六萬、得觀書於石室⁽¹⁾。如是後一歲、作繡補、靈節、龍骨之銘詩三章⁽²⁾、成帝好之、遂得盡意。

故天下上計・孝廉及内郡衛卒會者、雄常把三寸弱翰、齎油素四尺⁽³⁾、以問其異語。歸即以鉛摘次之於槩⁽⁴⁾、二十七歲於今矣⁽⁵⁾。而語言或交錯相反、方覆論思、詳悉集之、燕其疑。

雄の郎爲るの歲、自ら奏すらく、少くして學ぶことを得ざるも、心に沈博絶麗の文を好む。願はくは三歳の奉を受けず、且つ直事の繇を休み脱し、心を肆にし意を廣むるを得、以て自ら克く就さん、と。詔有りて、奉を奪はざるを可とし、尙書をして筆墨と錢六萬を賜ひ、書を石室に觀ることを得しむ。是の如くにして後一歲、繡補、靈節、龍骨の銘詩三章を作るに、成帝之を好み、遂に意を盡くすを得。

故に天下の上計・孝廉及び内郡の衛卒の會する者、雄 常に三寸の弱翰を把り、油素四尺を齎し、以て其の異語を問ふ。歸りて即ち鉛を

以て之を槩に摘し次し、今まで二十七歳なり。而れども語言或いは交錯し相反すれば、方く論思を覆し、詳悉に之を集め、其の疑ひを燕んず。

私は郎となりました年に、自ら奏上してお願いをいたしました。

「若き時に學を治めることができませんでした、生來廣博で落ち着き、美麗な文を好みましたので、三年間の俸祿を辭退して、當直の任務を休み、心に思う通り存分に學び、自らの(學問を)成就させていたきたい」と。詔によつてこの依願は許可され、俸祿は支給された上、尙書より筆墨と六萬錢を戴き、石室の書物の閱覽が許されました。そのようにして一年を過ぎした後、繡補、靈節、龍骨の銘詩三章を作りましたところ、成帝はこれを好まれ、遂に志を遂げることができたのです。

そこで上京してきた各地の上計、孝廉と内郡出身の衛卒が集まる時、私はいつも三寸ほどの小筆と四尺の白絹を手にもち、標準とは異なる彼らの言葉を調べました。帰宅後すぐに鉛粉を用い木牘に整理して摘録し、今に至るまで二十七年に及んでいます。しかしながら言語は錯綜し矛盾してきますので、もれなく繰り返し熟考し、あらゆる知識を集めて疑問を解いたのです。

(1) 「石室」はもと「石渠」に作るが、『文選』卷六「魏都賦」の「石室」に劉逵が注し、「揚雄遺劉歆書曰、得觀書於石室」と見えるので改める。
 (2) 「古文苑」章樵注は「繡補、疑是衮褥之類、加繡其上。靈節、靈壽杖也。……龍骨、水車也。禁苑池沼中或用以引水。銘詩今亡、不可復

敢」と言う。

(3)「油素」はもと「素油」に作るが、『文選』卷五「吳都賦」の「篆素」に劉逵が注し、「楊雄書曰、齋油素四尺」と見えるので改める。

(4)『西京雜記』卷三に「揚子雲好事、常懷鉛提槩從諸計吏、訪殊方絕域四方之語、以爲裨補輜軒所載、亦洪意也」とある。

(5)楊雄が上京した年齢は『漢書』楊雄傳贊により「四十餘」と考えられ、ここに「二十七歳」と言うからこの「答劉歆書」を草したのは楊雄七十前の晩年と判断できる。

四

張伯松^①不好雄賦頌之文、然亦有以奇之。常爲雄道、言其父及其先君憲典訓、屬雄以此篇目頻示之。伯松曰、是懸諸日月不刊之書也、又言、恐雄爲太玄經^②、由鼠坻之與牛場也^③。如其用則實五稼、飽邦民、否則爲坻糞、棄之於道矣。而雄般之^④。

伯松與雄、獨何德慧^⑤、而君與雄、獨何譖隙、而當匿乎哉。其不勞戎馬高車、令人君坐幃幕之中、知絕遐異俗之語、典流於昆嗣、言列於漢籍、誠雄心所絕極、至精之所想遺也夫^⑥。聖朝遠照之明、使君求此、如君之意、誠雄散之之會也。死之日、則今之榮也。不敢有貳、不敢有愛。少而不以行立於鄉里、長而不以功顯於縣官、著訓於帝籍、但言詞博覽、翰墨爲事。誠欲崇而就之、不可以遺、不可以怠。即君必欲脅之以威、陵之以武、欲令入之於此、此又未定、未可以見。今君又終之、則縊死以從命也。而可且寬假延期、必不敢有愛。雄之所爲、得使君輔貢於明朝、則雄無恨。何敢有匿。唯執事者圖之。長監於規、繡之、就死以爲小、雄敢行之。謹因還使、雄叩頭叩頭。

張伯松 雄の賦頌の文を好まず、然れども亦た以て之を奇とするこ
と有り。常て雄の爲に道ひて、其の父及び其の先君典訓を憲^よふと言ひ、
屬^なまた雄 此の篇目を以て頻りに之を示す。伯松曰はく、是れ諸^{これ}を日月
に懸くるも刊^けらざるの書なり、と。又た言ふ、雄の太玄經を爲^{つく}るや、
由^なほ鼠坻と牛場のごとくなるを恐る。如し其れ用ふれば則ち五稼を實
らせ、邦民を飽かしむるも、否らざれば則ち坻糞と爲り、之を道に棄
てん、と。而れども雄 之を般す。

伯松の雄における、獨り何ぞ德もて慧^めみて、君の雄における、獨り
何ぞ譖り隙して、當に匿すべけんや。其れ戎馬高車を勞せず、人君を
して幃幕の中に坐り、絶遐異俗の語を知らしめ、典の昆嗣に流れ、言
の漢籍に列ならば、誠に雄の心の絶へて極まる所、至精の想ひ遺^あふ所
ならん。聖朝の遠照の明もて、君をして此を求^{もと}めしめ、君の意の如く
するは、誠に雄の之を散ずるの會なり。死するの日も、則ち今の榮あ
らん。敢へて貳^そくこと有らず、敢へて愛^をしむこと有らず。

少くして行ひを以て郷里に立たず、長じて功を以て縣官に顯はれず、
訓を帝籍に著はし、但だ言詞博覽にして、翰墨もて事と爲す。誠に崇
へて之を就さんと欲し、以て遺すべからず、以て怠るべからざらん。
即ち君の必ず之を脅かすに威を以てし、之を陵ぐに武を以てせんと欲
し、之を此に入れしめんと欲すれども、此れ又た未だ定まらず、未だ
以て見^しむべからず。今君又た之を終へしめんとすれば、則ち縊死して
以て命に從はん。而し且^{しか}く寬假にも期を延ぶるを可^きかば、必ず敢へて
愛しむこと有らざらん。雄の爲す所の、君をして明朝を輔け貢がしむ
るを得ば、則ち雄に恨み無し。何ぞ敢へて匿^{かく}すこと有らん。唯だ事を

執る者之を圖れ。長く規に監み、之を繡ぬいれば、死に就くも以て小と爲し、雄 敢へて之を行はん。謹しんで困りて還使す。雄叩頭叩頭。

張伯松は私の辭賦や頌を好みませんでした、この書は傑出していと稱えました。そして私にいつも張氏の父と祖父が訓詁典籍を好んでいたと語っておりました。そこで私は『殊言』の出來上がった篇目を示したところ、張氏は「これは日月同様に、高らかに掲げて削り去ることのできない書物である」と言われました。また次のようにも言いました。「楊君の『太玄經』は鼠や牛の糞のようなもので、もし利用したなら、五穀を實らせ民を満たすことができるが、利用できなければ道端に糞のように捨てられるかもしれない」と。私はおもしろい言葉だと思っています。

張氏が私に特別な恩徳を下されたわけではなく、ましてやあなたさまと私に間隙があるわけでもございません。どうして『殊言』を隠し立てするようなことがございましょう。大車や駿馬をわずらわずに、主君は圍幕の中に座られたまま、(『殊言』によって) 絶域の異俗の語を傳え、子子孫孫まで典章が受け継がれ、その話が漢の典籍にも列ねられることは、私にとつてこれ以上ない喜びであり、衷心よりの願望であります。輝かしい朝廷の御明察によって、貴君が本書を御求めになり、望まれる通りに本書を献上することは、私にとつて『殊言』を廣める誠に絶好の機會であり、たとえ死んでも得難い光榮でございます。どうして敢えて背いて、『殊言』を出し惜しむことがございましょうか。

若くして郷里に行いを稱えられることなく、長じても朝廷に功績を示すことなく、書物を著して國書に加え、ただ廣く文辭を闡し、著述に勵んでまいりました。ですから心より『殊言』の編集を終えて完成させたいと願っており、やり残すこと無く、滞らせずに行いたいと思えます。ですからたとえ貴君が威をもつて脅かし、武をもつて迫り、『殊言』を著録したいと申されましても、本書はなお未定稿であり、御見せできるものではありません。すぐに完成させよと貴君が申されますならば、首をくくつて御命令にしたがうことといたします。假にもし寛大にも期限の延期を許されますなら、必ずや出し惜しみはいたしません。私の爲す事で、貴君が朝廷を助け貢獻することができますならば、私の逆らうはずもございません。どうして隠し立てなどいたしまししょうか。どうか事情を御理解いただき、御高配ください。長く典範を斟酌して本書をまとめ上げ、死をも恐れず敢然と決行いたします。以上をもつて御返事とし、謹しんで使者をお返しいたします。雄、叩頭、叩頭。

(1) 張伯松は張竦のこと。後に見える「其父」は張吉、「其先君」は張敞を指す。張敞は宣帝の時『蒼頡』を學び、その後張吉、張竦も小學を治めたことを戴震『方言疏證』が指摘している。なお『漢書』游俠傳には、楊雄の「酒箴」をめぐる張竦と陳邊の對話が見える。

(2) 『太玄經』は、『漢書』楊雄傳(自序)や『漢書』藝文志では『太玄』と表記されており、「經」字を加え自ら「太玄經」と稱する唯一の例である。他の「經」字を加える記述は、『後漢書』張衡傳注引く桓譚『新論』の「玄經」、『論衡』超奇的「太玄經」がある。

(3) 『古文苑』章樵注に「坻音墀、場音傷、皆糞也。方言、梁宋之間、蚘

蜉蝣鼠之場謂之抵」とある。

- (4) 「實」はもと「寶」に作るが、『古文苑』により改める。
- (5) 「般」は『古文苑』章樵注に「般、蒲官切。樂也」とある。
- (6) 「慧」は『古文苑』章樵注に「漢人用慧字、多與惠通」とある。
- (7) 劉敞の「與楊雄書」に「今聖朝留心典故、發精於殊語、欲以驗考四方之事、不勞戎馬高車之使、坐知遙俗、適子雲攘意之秋也」とある。
- (8) 「夫」はもと「扶」に作るが、黃侃『文心雕龍札記』(一九六二年、中華書局)書記篇が「當爲夫」と言い、また「也夫」と句讀を續けるのに従う。
- (9) もと「欲」の下に「以」字があるが、『古文苑』により削る。